

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名 称 清水港船宿記念館
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人するが企画観光局
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募 集 期 間 令和7年10月17日～令和7年11月17日
- イ 申請団体（順不同） 公益財団法人するが企画観光局
株式会社大鉄アドバンス

(2) 審査方法

ア 審査の種類

- (ア) 書 類 審 査 令和7年11月19日
- (イ) プレゼンテーション 令和7年11月19日

イ 審査委員会

- 委員長 松浦 康弘（観光政策課長）
- 委 員 望月 雅乃（文化政策課長）
- 〃 平野 英彦（歴史文化課長）
- 〃 大竹 英雄（静岡商工会議所中小企業相談所商工観光課長）
- 〃 坂野 真帆（株式会社そふと研究室代表取締役）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 公益財団法人するが企画観光局
(イ) 点 数 84.0点/100点満点(市が設定した最低基準点70点)
(ウ) 指定管理料提示額 10,383千円

イ その他の団体の点数

71.4点

ウ 総 評 (選定の理由等)

これまでの事業や地域とのつながりを活かし、それをさらに発展的に次の指定管理業務へつなげていこうとする具体的な取り組みの提案がされている。また、施設単体ではなく「地域」として面で捉え、観光誘客を図ろうとする姿勢が随所に示されていることが評価された。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総合政策局長

委 員 総合政策局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、こども未来局次長、経済局次長、
経済局農政部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和8年3月19日

(6) 指 定 令和8年3月24日

(7) 公 告 令和8年3月24日

指定管理申請者審査表

施設の名称 清水港船宿記念館

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ① × ②
<p>1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【30点】</p>	① 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 2		
	② 市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	③ 地域の活性化に寄与できるか。	× 2		
	【所見欄】			
<p>2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【25点】</p>	① 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	② 利用者ニーズの把握と企画・運営への反映策は示されているか。	× 1		
	③ 利用者増のための具体的な方策が示されているか。	× 2		
	④ 事業計画を実施するため、適切な収支予算となっているか。	× 1		
【所見欄】				
<p>3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【35点】</p>	① 施設の管理運営実績は十分か。(※)	× 1		
	② 施設全体の維持・管理運営に必要な能力(知識・組織体制)を有しているか。	× 2		
	③ 定款等に定められた団体の業務内容が、指定管理を行うのに適しているか。	× 2		
	④ 必要な人員の適切な配置が見込めるか。	× 1		
	⑤ 事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
【所見欄】				

4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【10点】	① 経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1		
	② 決算収支（経常収支、実質収支）の状況は良好か。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は、資料の収集・展示及び観光情報の提供を行う集客施設とします。

満点	最低基準 (%)	合計点数
点	点	点

【意見欄】